

機構会社 WG 議事メモ

平成 16 年 8 月 12 日

(議事内容)

(ディスクロージャー)

[議論の前提]

会社に、商法が定める以上の開示を要求できるのか。また、機構に、独立行政法人会計基準が定めるのとは異なる開示方法をとらせることはできるのか。

衆議院国土交通委員会において、会社は公共性の高い道路事業を行うことから、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に準じて情報の開示を行うこととする附帯決議がなされている。ここで、「準ずる」とは「同等である」と解され、会社には独立行政法人等と同等の情報の開示が求められていることになる。当該附帯決議は、会社に、商法が定める以上の開示を行わせる根拠となるのではないか。また、関西国際空港株式会社でも一部の業務については情報公開法の対象となっている。

新組織発足後まもなく、会社は社債発行により証券取引法の適用対象となることが予想される。発足時についても、証券取引法を準用する旨の規定を設け、証券取引法ベースの開示を行うこととしてはどうか。

会社については、証券取引法ベースでは十分に開示されない情報を、どのように開示するかについて議論する必要がある。

各公団における新組織発足前の開示のレベルを保てるのかどうか、新たな情報を開示していくかどうか、議論する必要がある。

[配列方法]

インフラ資産である道路資産の重要性を考えると、機構の貸借対照表を固定性配列法とする考え方もある。

しかし、鉄道事業会計においては流動性配列法が採用されており、これにならうことではどうか。

[区分経理等]

機構の道路事業勘定の財務諸表本表は、会社毎には区分しない。会社毎の貸付料収入等の主要な情報はセグメント情報として開示することとする。さらに、協定で高速道路と一般有料道路とに分けて貸付料が決まる場合には、高速道路と一般有料道路についても区分する。

[機構と会社の連結]

機構と会社の関係は、協定に基づく道路資産の貸付等のみである。協定により機構が会社を支配しているとは言えず、連結財務諸表作成の必要はないのではないかと。

[事業の区分]

有料道路事業は公共性があり利潤の獲得を予定しないため、独立した区分とする必要がある。有料道路事業とその他の事業に大別し、その他の事業の中での区分は、企業会計原則に則り、今後の事業展開に応じて決定することとする。

その他の事業の中での区分は、業態、国との取引関係に留意する。例えば、新直轄事業などは国との取引上の関係があるため、区分決定の際には留意する必要がある。

事業を区分することによりどのような情報を開示するかについては、次のような観点から検討する必要がある。

- ・ その他の事業の赤字が、有料道路事業の黒字によって補われるのは避けなければならない。
- ・ 受託業務から利益が発生するならば、過大な利益は国民の損失につながることから、その利益率は重要である。
- ・ その他の事業における新規事業や新たなSA/PAの設置の情報は、投資家は関心を抱く。

[子会社等]

会社が子会社等を連結の範囲に含めて連結財務諸表を作成した場合、各会社の財務数値は合算されてしまい、個々の財務状況はわからなくなるため、別途、開示のための手当が必要ではないかと。

会社が、他の法人のデータを開示することがどこまで認められるか。この点、有料道路事業は公共性が高いため、これに関連する子会社等のデータは開示することがよいのではないかと。

現状で、各公団が連結行政コスト計算書で開示している子会社の財務情報は、会社においても同様に開示することとする。

連結の対象となる子会社等ばかりでなく、関連公益法人についての開示も少なくとも現行の水準から後退しないよう適切に行う必要がある。

以 上